

様式 11-1

## 事業報告書

(自 令和 5年6月1日 至 令和 6年5月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 真志会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 663-8141 西宮市高須町2丁目1番19-103号
- (3) 設立認可年月日 平成 元年 7 月 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 元年 7 月 17 日

## 2 事業の概要

## (1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	大岡内科医院 2810907275	西宮市高須町2丁目1番19-103号	無床
	大岡クリニック 2810907887	西宮市小松南町1丁目10番15号	無床

## (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年7月19日 令和4年度決算の決定

令和6年5月15日 令和6年度予算の決定

様式11-2

法人名 医療法人社団真志会

※医療法人整理番号 00130

所在地 兵庫県西宮市高須町2丁目1番19-103号

財 産 目 録

(令和 6年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	276,963 千円
2. 負 債 額	49,697 千円
3. 純 資 産 額	227,266 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	160,462
B 固 定 資 産	116,501
C 資 産 合 計 (A+B)	276,963
D 負 債 合 計	49,697
E 純 資 産 (C-D)	227,266

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団真志会

※医療法人整理番号 00130

所在地 兵庫県西宮市高須町2丁目1番19-103号

貸借対照表

(令和 6年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	160,462	I 流動負債	47,049
II 固定資産	116,501	II 固定負債	2,648
1 有形固定資産	48,991	負債合計	49,697
2 無形固定資産	298	純資産の部	
3 その他の資産	67,212	科目	金額
		I 資本金	26,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	201,266
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	227,266
資産合計	276,963	負債・純資産合計	276,963

法人名 医療法人社団真志会

※医療法人整理番号 00130

所在地 兵庫県西宮市高須町2丁目1番19-103号

損 益 計 算 書  
(自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	239,385
2 事業費用	216,245
本来業務事業利益	23,140
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	23,140
II 事業外収益	1,140
III 事業外費用	33
経常利益	24,247
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	24,247
法人税等	5,350
当期純利益	18,897

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

## 監事監査報告書

医療法人社団 真志会  
理事長 中村 優子 殿

私は、医療法人社団 真志会の令和5年会計年度（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 7月 16日

医療法人社団 真志会  
監事 吉田 美香